

シェル気候変動訴訟控訴審判決 (オランダ・ハーグ控訴裁判所 2024年 11月12日)についての一考察

田邊真敏

- 1 はじめに
- 2 事実の概要
- 3 第1審判旨
- 4 控訴審判旨
- 5 検討
 - (1) 気候変動対応義務の根拠
 - (2) 書かれざる注意義務と公法上の気候変動規制
 - (3) 新たな石油・ガスプロジェクトへの投資の是非
 - (4) CO₂削減義務決定の複雑さ
 - (5) 排出削減命令の有効性と訴えの利益
 - (6) 結合企業法上の課題
 - (7) 取締役の会社法上の責任追及の可能性
- 6 今後に向けて

1 はじめに

2021年5月、オランダ・ハーグ地方裁判所が欧州石油最大手のロイヤル・ダッチ・シェルに対し、二酸化炭素の純排出量を2030年までに19年比で45%削減するよう命じた判決は¹⁾、とりわけ世界の石油業界に衝撃を与えた²⁾。司法部門が温暖化ガス削減の具体的な数値目標を課すのは異例で、企業に対する脱炭素の圧力がさらに強まってきたことを象徴する裁判となつた。

1) Rb. Den Haag 26 mei 2021, ECLI: NL: RBDHA: 2021: 5337. 英訳が同裁判所から公表されている (ECLI: NL: RBDHA: 2021: 5339)。

ロイヤル・ダッチ・シェルは判決を不服として直ちに控訴し、プレスリリースにおいて、脱炭素に取り組む重要性には同意する一方で、一企業への削減命令では気候変動問題に効果はなく受け入れられないと強調した³⁾。

2024年11月、ハーグ控訴裁判所は原判決の規範的枠組みを維持しつつもこれを取り消し、個別企業が守るべき削減比率を巡っての気候科学の合意は十分とはいえないとして、企業の排出削減目標がパリ協定の達成に沿っているかを測るには、確立した基準がないと結論づけた⁴⁾。

以下、1審判決を振り返った上で⁵⁾、控訴審判決について検討を加えてゆく。

2 事実の概要

原告らは、Milieudefensie⁶⁾ほかオランダに所在する7つの環境団体および1万7千名あまりのオランダ居住者である。被告ロイヤル・ダッチ・シェル (Royal Dutch Shell : RDS (現Shell plc)) は、オランダ・ハーグに本部を置くシェ

- 2) わが国での報道として例えば、日本経済新聞2021年5月27日夕刊「シェルにCO₂削減命令 オランダ裁判所 30年までに45%」、日本経済新聞2021年6月10日朝刊「(Deep Insight) シェルは間違えたのか」(中山淳史)。
- 3) 2021年7月20日付 Royal Dutch Shell plc プレスリリース。
- 4) Hof Den Haag 12 november 2024, ECLI: NL: GHDHA: 2024: 2099. 英訳が同裁判所から公表されている (ECLI: NL: GHDHA: 2024: 2100)。わが国での報道として例えば、日本経済新聞2024年11月13日夕刊「温暖化ガスの大幅削減 英シェル判決取り消し オランダ控訴裁」。
- 5) ハーグ地裁判決に関してわが国で刊行された主な論考として、苑原俊明「新たな気候訴訟と国際人権法——地球の友オランダ支部ほか 対 ロイヤル・ダッチ・シェル社事件——」大東法学31巻1号171頁(2021)、阿部満「ロイヤル・ダッチ・シェルに対する気候変動訴訟(1)(2)」明治学院大学法学研究114号125頁・115号13頁(2023)、一原雅子「オランダの気候変動訴訟——Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc. 事件を中心に」法学館憲法研究所Law Journal 28号42頁(2023)、久保田修平「気候変動と企業の法的責任」環境管理58巻6号36頁(2022)、中島茂「『環境対策は人権問題』企業に責任分担を求める新時代の判決——Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc. 事件」ビジネス法務2024年8月号40頁。
- 6) オランダの環境保護団体。名称は日本語で「環境防衛団」を意味する。国際的な草の根環境保護ネットワークであるFriends of the Earth(地球の友)のオランダ支部になっている。

ル・グループの持株会社である⁷⁾。シェル・グループは全世界の1,100社を超える企業で構成されており、グループの中核企業は石油・ガスその他のエネルギーの精製・取引および開発・発掘等を行う事業会社である。

2018年4月、原告らはRDSに対し、RDSは気候政策について自らの責任があるとし、パリ協定の目標と協調をとるよう書面で要求した。これに対しRDSは、同年5月に文書で反論し、原告らの請求は根拠がないとした上で、裁判はエネルギー転換を議論する場として適切ではなく、原告らのアプローチは建設的でないとした。2019年2月になり、原告らは先に行つた請求内容の履行を求める書簡をRDSに送ったが、RDSはこれを拒絶した。

これを受けて原告らは、2019年5月に以下の2項目を請求する訴訟をハーグ地方裁判所に提起した。第1の請求は、宣言的な確認判決を求めており、その内容は、①RDSが操業、販売した製品によるシェル・グループ全体でのスコープ1、2、3⁸⁾の大気中への総CO₂排出が、原告らに対して不法行為を構成すること、②2019年を基準年として、RDSがパリ協定2条1項に定める温度目標と関連する利用可能な最善の気候科学に従い、CO₂の削減義務を負うこと、③RDSが操業、販売した製品によるシェル・グループ全体でのスコープ1、2、3の大気中への総CO₂排出が、2030年末までに2019年比で少なくとも45%（予備的に35%、25%）削減されなかつた場合は、RDSは原告らに対して不法行為を行つたことになる、というものであった。第2の請求として原告らは、RDSが操業、販売した製品によるシェル・グループ全体でのスコープ1、2、3の大気中への総CO₂排出を、2030年末までに2019年比で少なくとも45%（予備的に35%、25%）削減する命令の発出を求めた。

7) 2022年1月にShellに商号変更し、オランダにあった税務上の拠点を法人登記地である英国ロンドンに移した（2021年11月15日付プレスリリース。2022年1月21日付プレスリリース）。

8) スコープ1、2、3は、国際的なGHG排出量の算定・報告基準であるGHGプロトコルによって定義されている。スコープ1は事業者自らの排出、スコープ2は事業者が他社から購入して使用することによる間接排出、スコープ3は事業者の上流および下流を含めたスコープ1、2以外のサプライチェーン全体での間接排出を指す。

3 第1審判旨

ハーグ地方裁判所は、RDS は 2030 年までに CO₂ 排出を 2019 年比で、スコープ 1、2、3 であわせて 45% 削減しなければならないと命じる判決を下した。その理由として、①RDS の CO₂ 排出は、オランダとワッデン海地域の気候変動の原因となっている、②気候変動はオランダの居住者 (ingezeltenen) とワッデン自然保護区があるワッデン海地域の住民 (inwoners) の健康を害するリスクがある、③民法典の不法行為規定の「社会生活上ふさわしいとされる書かれざる注意規範 (ongeschreven zorgvuldigheidsnorm in het maatschappelijk verkeer betaamt)」(民法典 6：162 条) は、生存権と家族生活尊重の権利 (それぞれ欧州人権条約 (European Convention on Human Rights; ECHR) 第 2 条、第 8 条および市民的及び政治的権利に関する国際条約 (International Covenant on Civil and Political Rights; ICCPR) 第 6 条、第 17 条) に触発され、それらに沿って解釈されるべきであるとして、国連ビジネスと人権に関する指導原則 (United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights; UNGP) を適用し、RDS の行為はこの注意義務に違反しており、オランダ居住者とワッデン地域の住民の人権を侵害していると指摘した。

判決は、気候変動の地球への影響とその対策について、温暖化対策の 1.5°C 目標は気候科学の世界のコンセンサスと最近の研究成果によるものであり、気候変動の地球への影響は気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change; IPCC) の「第 5 次評価報告書」から明らかであるという認識を示した。さらに対策としての削減目標として、世界の CO₂ 排出量を 2030 年までに 2010 年比で 45% 削減とすべきことは、IPCC の「1.5°C 特別報告書 (SR1.5)」(2018 年) から明らかであるとした上で、(i) オランダへの影響について、オランダ王立気象研究所 (KNMI) によれば 2100 年までにメキシコ湾流が停止して土壤乾燥が起き、海面上昇の結果ワッデン地域は 2100 年までに水没する、そして、(ii) オランダの気温上昇は世界平均の 2 倍の速さで進んでいくだけでなく、オランダ会計検査院 (NCA) の 2017 年報告書によれば、オランダ居住者、ワッデン地域の住民には、熱ストレス、感染症増加、大気の質の悪化、紫外線暴露の影響、水・食品による疾患といった健康問題が起き得る状況に

ある、と述べた。

以上の認識に基づいて、RDS の CO₂ 排出がオランダとワッデン地域の気候変動の原因となっていることは、RDS が化石燃料の分野で世界有数の企業であり、シェル・グループの CO₂ 排出量がオランダを含む多くの国々の 1 国の CO₂ 排出量よりも多いことから明らかとした。また、RDS は自らが責任を認める行動をしていると指摘し、それは国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）への提出資料で CO₂ 排出量を記載していたこと、シェルの CEO が「私たちは石油の将来について弱腰になったわけではない」とスピーチしたこと、投資家向け説明会で「2050 年までにはスコープ 1、2、3 の CO₂ 排出量を実質ゼロにしたい」と述べたことなどによって示されているとした。

4 控訴審判旨

原判決破棄。原告らの請求棄却。

オランダ民法典 6：162 条に定められた「書かれざる注意義務」は⁹⁾、生存に対する基本的権利および家族生活を妨害されない権利（ECHR 第 2 条および第 8 条）、OECD コード、国連指導原則などの要素を組み込むことにより解釈される。シェル自身の排出量とその取引関係の排出量（スコープ 1 および 2）に関する削減義務は結果義務であり、エンドユーザーの排出量（スコープ 3）に関する削減義務は最善の努力義務である。スコープ 3 排出量は、シェルの総排出量の 95% に相当し、そのうちシェル自身が生産した化石燃料製品の燃焼によるものはわずか 3 分の 1 である（ハーグ控訴裁判所 2024 年 11 月 12 日判決 3.24 項（以下、判決書の引用は項番のみ記載））。

危険な気候変動からの保護は人権問題であり、国には危険な気候変動の悪影響から国民を守るために自らの役割を果たす義務があることは世界的に認識されている。私法上の関係においては、危険な気候変動からの保護を含む人権問題は、社会的な注意義務基準といった一般規定を通じて反映される（人権の間接的・水平

9) 判決原文中では単に “ingeschreven zorgvuldigheidsnorm” または “maatschappelijke zorgvuldigheidsnorm” としている。本稿でも以下「書かれざる注意義務」または「社会的な注意義務」と表記する。

的効果。7.17 項)。気候変動に関する社会的な注意義務基準は、さらに国連指導原則 (UNGP) や OECD ガイドラインといったソフトローを通じて定義することができる (7.55 項)。

企業の気候変動への寄与度と対応能力に応じて、その内容と程度は異なってくるであろう。これまでの議論から、社会的な注意義務は企業にも危険な気候変動の緩和に貢献する義務があることを示唆していることが導かれる。シェルのような気候問題に顕著に貢献でき対処する力を持つている会社は、たとえ事業を行っている国の法令によって義務づけられていなくても、危機的な気候変動に対処するために CO₂ の排出量を削減する義務があると解される (7.27 項)。シェルは 100 年以上にわたり化石燃料市場の主要プレーヤーであり、現在もその市場で確固たる地位を維持しているため、他の多くの企業よりも多くのことが期待されなければならないべきである。

スコープ 1 とスコープ 2 に関しては、シェルは事業計画に概要が示されている方針として、2019 年比で 2030 年までに 45% 以上の削減を目指しており、シェルがこれらの方針を実現できないと想定するには原告らが提示した論拠は不十分であることから、法令違反はない (7.64-7.65 項)。

一方スコープ 3 に関しては、結論としてシェルの具体的な削減率を定めることはできない (7.96 項)。当裁判所は、シェルがグループ会社を通じた化石燃料の再販を制限すれば、他社が市場の空白を埋めるだろうという実効性に関するシェルの抗弁を支持する。事業活動の制限と CO₂ 排出の削減には因果関係がなく (7.106 項、7.110 項)、スコープ 3 の請求についてはオランダ民法典 3 : 303 条が定める訴えの利益を欠く (7.102 項)。

以上の検討の結果、「シェルはスコープ 3 排出量を削減する義務を負う可能性があるものの、この点に関して Milieodefensie らの主張を認めることはできない。当裁判所は、気候科学で合意された 45% 削減基準 (あるいはその他の削減率) は、すべての国やすべての事業分野に個別に適用されるものではないため、シェルはそれに拘束されないという結論に達した。石油とガスの分野別基準が科学的コンセンサスに基づいて確立できるかについての当裁判所の答えは否である。必然的に、利用可能な気候科学に基づいてスコープ 3 に関してシェルに 45% (またはその他の割合) の削減義務を適用することはできない。さらに、シェルに対

してスコープ3の排出量を特定の割合で削減させる義務が効果的であるとは立証できなかつたため、いずれにせよ、Milieodefensie らはスコープ3の請求について訴えの利益を欠く」(7.111 項)。

5 検討

2021年に、ハーグ地方裁判所が原告環境団体らの主張を概ね認め、シェルに対して、そのビジネスモデルを気候目標に合わせるよう命じた判決は世界中で驚きをもって受けとめられた。企業が法的に強制力のある気候変動対応義務を負っているとする判決は画期的なものであった。その後も気候変動の影響はますます顕著になり、新たな科学的研究によって、そのリスクはこれまで考えられていたよりも深刻であることがわかつてきた。気候会議が開かれるたびに、1.5°C目標への支持は高まつていった。さらに、温室効果ガスの排出を制限するための規制が、EU レベルと加盟国レベルの双方で導入され、企業も重要な役割を果たすことが求められるようになった。

一方、シェルは、仮執行を認める判決であったにもかかわらず、2030年に石油・天然ガスの生産量を2019年比で40%削減するという目標を25%に引き下げ、さらに2024年10月には目標の撤回を発表するなど、気候変動対策への取り組みを縮小してきた。

このような背景のもと、控訴裁判所は原判決を取り消して原告環境団体らのすべての請求を棄却した。それでも、シェルをこの裁判の勝者とするのは適切とは言えないかもしない¹⁰⁾。判決内容を精査してみると、控訴裁判所は地裁判決の基本的な枠組みを承認し、改めてそれを確認していることが読み取れるからである。つまり、本判決は依然として気候変動についての企業の民事責任問題におけるマイルストーンであると位置づけることができる。

原告らは上告し、本稿脱稿時においてオランダ最高裁判所に係属中である¹¹⁾。

10) De Meulemeester, C. (12 November 2024), ‘Shell’s Win In Dutch Appeals Court Signals ‘Empty Victory’, With More Lawsuits Follow, Experts Say’ <<https://www.sustainableviews.com/shells-win-in-dutch-appeals-court-signals-empty-victory-with-more-lawsuits-to-follow-experts-say-aa907fde/>>.

本稿では、控訴裁判所判決を、(1) 気候変動対応義務の根拠、(2) 書かれざる注意義務と公法上の気候規制、(3) 新たな石油・ガスプロジェクトへの投資の是非、(4) CO₂削減義務決定の複雑さ、(5) 排出削減命令の有効性と訴えの利益、(6) 結合企業法上の課題、(7) 取締役の会社法上の責任追及の可能性、の順で検討する。最後に、本判決と企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive; CSDDD) に基づくシェルの義務の今後に触れる。

(1) 気候変動対応義務の根拠

原告らの主張は、被告に対する気候変動対応命令を求める根拠として、一般不法行為規定である民法典 6：162 条 2 項の「書かれざる注意義務」を挙げている。書かれざる注意義務はさまざまな形で表現されており、古典的な不法行為だけでなく、専門家責任やメディア報道による権利侵害といった幅広い場面で適用される。

書かれざる注意義務基準は、危険の法理やその具体的な適用のために生み出された「セラーハッチ・テスト (Kelderluik toets)」としばしば関連づけられ、また同一視されることもある。セラーハッチ・テストとは、コカコーラの配達員がカフェに商品を配達して地下セラーのハッチを開けて商品を入れていた際に、トイレに行こうとしたカフェの客がハッチの穴から転落し負傷した事故の損害賠償請求訴訟で示された法理である。加害者において社会生活上の配慮を欠いていた場合に、不法行為責任の要件である危険が創出されたとされる。この基準では、①守られるべき注意事項や警告が守られない可能性、②事故が起こる蓋然性、③事故が生じた場合の結果の重大性、④安全対策をとることの支障の程度が考慮される。セラーハッチ・テストによる判定は、発生確率を掛け合わせた損害と、損害を防ぐために講じられた予防措置の比較考量を行うものである。天秤のバランスが損害のほうに傾いた場合は、損害を防ぐために追加の予防措置を講じなかつたことが過失と評価される。

11) 公表されている訴訟記録では、2025 年 6 月 20 日に環境と人間のための財団 (Stichting Milieu en Mens) がシェル側に補助参加することを認める決定が出されている。(ECLI: NL: PHR: 2025: 695)。当該財団のホームページにステートメントが掲載されている (<https://milieuenmens.nl/mm-dient-cassatieverzoek-in-bij-de-hoge-raad/>)。

危険の法理は、不法行為法の法理として重要であり、また汎用性があるが、書かれざる注意義務基準の唯一の解釈ではない。書かれざる法には、他人の身体や財産に危険が生じる状況とは異なる場面における判断基準も含まれており、その場合の評価の枠組みは大きく異なってくる。危険の法理は気候変動訴訟にはうまく適合しないとされ、また講じられるべき予防措置と気候変動の有害な結果は、実際のところ間接的な関係にある。そのため、セラーハッチ・テストが適切に運用されず恣意的な議論に陥ってしまうおそれがある。

気候変動訴訟における危険の法理のもう一つの課題は、損害賠償が果たす役割である。気候変動訴訟では損害賠償よりも、より野心的な気候変動対策を実行させる命令が求められている。そのため、気候変動訴訟における救済として損害賠償に重点を置くことは適切ではなく、またその必要もない。企業と政府が気候変動対策に貢献すべき独立した責任を負っていることは今や議論の余地がないのであるから、裁判所の命令を通じてより野心的な気候変動対策を実行するのであれば、議論すべきは具体的な損害ではなく、命じられるべき対策と気候目標との適合性の程度である。これは本質的には分配の問題であり、気候変動の緩和に向けて、企業セクター（または個別企業）と政府に、それぞれ何をどれだけ期待するかということである。気候訴訟において損害に重点を置くアプローチは、恣意的となるおそれがあるだけでなく、訴えの核心を見逃すことにもなる。

この点において、ハーグ控訴裁判所のアプローチは地方裁判所のそれと変わっておらず、また地方裁判所の判決でもセラーハッチ・テストの要件には言及がないことから、両判決は伝統的な危険の法理を踏襲してはいないと推測される。控訴裁判所は書かれざる注意義務基準の解釈について次のように述べている。

「シェルの行為が適切な社会的行為に関する書かれざる法に反しているかどうかは、事案の状況に基づき判断されなければならない。この社会的な注意基準はできる限り客観的な出発点に基づいて解釈される。それは法令であり、一般的な法原則であり、基本的人権であり、判例であり、専門家の意見である。以下では、Milieodefensie らが主張する二酸化炭素の排出削減をシェルが実行しないことが、書かれざる社会的な注意基準に違反するかどうかの議論に、これらの客観的な出発点を用いる」(7.2 項)

このアプローチは、書かれざる注意義務に関して広く受け入れられている見解

と一致しており、裁判所が注意義務を画定するに際し、気候変動特有の事情その他事案の状況を考慮することができるとするものである。

(2) 書かれざる注意義務と公法上の気候変動規制

本判決において新たな論点となったのは、書かれざる注意義務と、拡大し続ける気候変動を抑えるための公法との関係である。一審判決以降、オランダとEUでは気候とエネルギー転換の分野で多くの新たな規制が導入された。このことから、シェルが排出量を（さらに）削減するという（追加の）民法上の義務を負う余地がどの程度あるかという問題が出てくる。

たとえば、企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive; CSRD）により、シェルは温室効果ガスの排出量と気候変動対策について報告することが義務づけられ、CSDDDでは、気候移行計画を作成し実施する義務が追加され、シェルはそれに従って自社のビジネスモデルを気候変動目標に合わせることになる。また、シェルの排出量の一部は排出量取引制度（Emission Trading Scheme; ETS）の対象となっているため、シェルは、排出をするにはより多くの排出権を購入しなければならなくなることが想定される。さらに、燃料に関するさまざまな欧州指令や、車両や建物のエネルギー効率に関するものなど分野別の指令があり、これらもシェルの排出量減少を要求することになる。

これに対してシェルは、個々の企業に CO₂ 排出量を削減する義務を課すことは法制度に適合せず、さらに、公法上の規制があることで、民事裁判所によるさらなる規制の余地もなくなると主張した。またシェルは、個々の企業に対して削減率を決定するのは裁判所の役割ではなく、それは立法者だけが行うことができる広範な評価作業が必要であるとした（7.45-7.52 項）。

しかし控訴裁判所はシェルの立場を支持しなかった。

「立法者が CO₂ 排出量を削減するために講じた措置は、それ自体では網羅的ではない。欧州議会もオランダ議会も、気候変動対策の既存の規制を遵守する企業には、それ以上に CO₂ 排出量を削減する義務がなくなるとは定めていない。……政府は、企業も排出量を制限する上で果たすべき役割があることを強調している。既存の規制から生じる義務は、それ自体が、個々の企業

がCO₂排出量を削減するという社会的責任に基づく注意義務を妨げるものではない」（7.53項）

つまり、公法規制によって下限が設けられ、排出量取引によって価格インセンティブが提供され、気候移行計画によって企業に自社としてのアプローチを選択することが義務づけられているが、それらは網羅的なものではなく、企業が社会的良識を理由に排出量を削減する義務を負うとすることは排除されない。したがって、民事責任法は自律的な役割を有している一方で、既存の規制が社会的な注意義務基準の解釈に影響を与える可能性があることもまた事実である（7.53-7.57項）。

（3）新たな石油・ガスプロジェクトへの投資の是非

判決文の中で興味深いのは、裁判所が傍論としてシェルの石油とガスへの新たな投資について検討を行っているパラグラフである（7.58-7.62項）。裁判所は、温暖化が2°Cを大きく下回る範囲にとどまるシナリオの場合は、石油・ガスの需要を満たすための新たな油田やガス田への大規模な投資は望ましいものではなく、また必要でもないことが説得力を持って示されていると判断した。

さらに裁判所は、新たな石油・ガス田への過度な投資は「カーボン・ロックイン」につながる可能性があるという認識を示した。このロックイン効果は、化石燃料の探査、採掘、輸送、流通のためのインフラ投資の回収期間が長いことが要因となって生じる。また、一度投資が行われると運用コストが小さくなるため、持続可能な代替手段がそれと競争するのは困難になる。さらに、制度的および行動的なロックイン効果もある。これは利用可能性、習慣性および現実的な理由により、ユーザがエネルギーの選択を切り替えることが困難になるためである（7.58-7.59項）。シェルはこのロックイン効果を認識しているが、2030年までの投資の半分以上は、現在石油やガスを生産していない油田に向けられる計画である（7.60、3.47、3.49項）。

裁判所によれば、気候変動目標を達成するには、化石燃料の需要を減らす対策を講じるだけでなく、化石燃料の供給を制限することも必要となる。裁判所は、書かれざる注意義務に基づき、化石燃料生産者にもこの点に関する責任があり、化石燃料の生産に投資する際には、化石燃料の供給のさらなる拡大がエネルギー転換に与える悪影響を考慮することが望まれるとしている。そして、「シェルが

提案している新たな石油・ガス田への投資はこれに反する可能性がある」と締めくくった（7.61 項）。

気候科学者の間では、気候変動目標においては、新たな石油・ガスプロジェクトの余地はほとんど残されていないことで意見が一致しており、裁判例でも化石燃料は地中に残しておくべきであるとの立場が増えている。控訴裁判所はこのことを確認したが、これは原告らの勝利を意味するものではない。この訴訟はシェルの投資に関するものではなく、シェルの温室効果ガス排出に関するものである。裁判所は、投資の適法性をシェルのスコープ 1、2、3 の総排出量を特定の割合で削減する命令を認容することには結びつけておらず、一般論としての言及にとどまっている。

（4）CO₂ 削減義務決定の複雑さ

控訴裁判所は、書かれざる注意義務に基づき、シェルはパリ協定の気候変動目標に貢献する責任を一企業として負うことを認識した。しかし具体的な条件面で何を意味することになるかが問題である。

シェルは 2030 年までにスコープ 1 とスコープ 2 の排出を 50% 削減する目標を自ら立てた。それは原告らが要求する以上のものである。裁判所は、シェルがこの目標を達成しようとするに差し迫った法的義務違反はないのであるから、十分評価されるべきであるとする（7.63-7.66 項）。

問題はシェルが販売した化石燃料の使用に伴うスコープ 3 の排出をどうするかである。シェルはスコープ 3 排出について 2030 年削減目標を掲げていない。欧州気候変動法令も私企業部門については数値目標を定めていない。IPCC レポートによる 2030 年までの 45% 削減という一般的な目標について、それをシェルに適用するだけの詰めはできていないと裁判所は見ている。数値は平均であり、国やセクターによってはより多く削減する必要がある場合もあれば、より少なくて済む場合もある。すべてのエネルギーが同じ炭素強度を持っているわけではないことにも留意しなければならず、例えば、石炭は天然ガスより汚染がひどく、より迅速に段階的廃止に持ち込まなければならないとされる。すべてにあてはまる解決策はなく、化石燃料ごとに異なる削減の途をたどることになろう（7.68-7.75 項）。

そのため、裁判所は特定の削減基準がシェルのような企業に適用されることに

についてコンセンサスがあるかを見極めるために、気候科学を参照している。訴訟当事者間でさまざまな報告書について論争がなされ、それらの報告書はさまざまな削減パーセントを結論として示していた。裁判所は、数値が十分に明確ではなく、さらにはセクターの基準として決定するには変動がありすぎるため、削減割り当てはそこで行き詰ったとしている（7.82-7.96項）。

変動する数値には警戒が必要なことは理解できるものの、書かれざる注意義務は結局のところ規範的合意によって成立するものである。しかしながら、裁判所は削減パーセントを探り当てることはできなかった。判決に引用された報告書は、石油・天然ガスについて2019年との比較で2030年におよそ25%～50パーセントの削減幅を示しており、原告らが主張していた削減幅はそのレンジには入っていたことに鑑みると、裁判所の姿勢が自己抑制的であることは否めないであろう。

シェルは、EUの「Fit for 55」パッケージ¹²⁾によれば、2030年に石油については12%、天然ガスについては18%の削減となることを指摘した。しかしながら、これらのパーセンテージをセクターとしての基準にすることはフェアではないであろう。これらの数値は、気候変動の危険を回避するためにどれだけの削減が必要かは示しておらず、EUの政策パッケージだけでは危険回避を達成するのに不十分であることを示しているにすぎない。この議論によりシェルは、図らずも法令によって下限を追加する必要性があることを認めたことになる。

セクターごとの基準設定を判断するに際し、裁判所は削減率が変動するという事実（7.92項参照）に躊躇した。とはいえ数値が変わること自体は、不確実さやコンセンサス欠如の表れではなく、このような変動は気候問題につきまとうものである。CO₂のような温室効果ガスはいったん排出されると長期間大気中に存在し続ける。そのため温室効果ガスは蓄積し、ある年度の削減量が少なければ、翌年度以降にその分を上積みしなければならない。その過程で当然再計算が発生していくことになるからである。

12) 欧州委員会が2021年に発表した一括法案。2030年までに温室効果ガス排出量を1990年比で少なくとも55%削減するという目標の達成に向けた包括的な政策を含んでいる。炭素価格の引き上げ、クリーンエネルギーへの移行の加速、セメント、鉄・鉄鋼、アルミニウム、肥料、電力、水素等の炭素集約型製品の輸入に対する公平な競争条件の確保などを通じて、EUの気候目標の達成を後押しすることを目的とする。

(5) 排出削減命令の有効性と訴えの利益

控訴棄却の第 2 の理由は、裁判所が排出削減命令の有効性に疑問を呈したことである。シェルは石油・天然ガスの生産者であると同時に流通者でもある。シェルが他の企業が生産した化石燃料を再販売する場合、その化石燃料を使用することによる排出は、シェルのスコープ 3 の一部と扱われることになる。シェルのスコープ 3 排出のおよそ 3 分の 2 が、他社製の石油・天然ガスの販売に由来する。理屈で言えば、シェルは他社製の石油・天然ガスの販売を減らすことで裁判所の命令に従うこととは可能かもしれない。しかし、他社がその間隙をぬって販売に参入すれば、削減命令は意図した排出削減を達成できることになる(7.100-7.101 項)¹³⁾。

とはいっても、命令の有効性は命令によって示された法的義務の存否にとって決定的であるとは言えない。命令違反は違反であり、他社が違反行為を継続あるいは違反をやめないことによって、シェルに禁止された行為が適法になるわけではない。しかしながら、命令の有効性が限定的であることは、オランダ民法典 3：303 条の「訴えの利益」の判定において一定の影響を与えることになり得る。裁判所としても、請求を認容しても原告の置かれた状況が改善しないのであれば、訴えの利益を欠くという判断に傾かざるを得なくなる(7.102 項)。

排出削減命令の有効性をめぐっては、シェルが石油・天然ガスを再販売した場合の供給や価格への影響を巡って専門家証言や報告書の内容が鋭く対立した。結局裁判所は、シェルの販売活動の抑制が CO₂ 排出の削減につながることは確立されていないとして原告には訴えの利益がないと判示した(7.100-7.110 項)。

以上の裁判所の論理展開には疑問の余地がある。もし原告の主張が認められてもシェルの掘削量が減ることはないということにどの程度の蓋然性があるのか。提出された証拠も結局のところは推定の積み重ねである。また、シェルに対して化石燃料の再販売を制限することによって、命令された削減量は達成できるとしても、それは真の CO₂ 削減にはつながらないというのが控訴裁判所のロジックであるが、最高裁が Urgenda 判決で示し¹⁴⁾、本判決においても一般論としては

13) 第 1 審判決ではこの考え方 (perfecte substitutie) は否定されていた (para. 4.4.49 -50, ECLI: NL: RBDHA: 2021: 5337)。

14) 2013 年にオランダの NGO である Urgenda と 800 人あまりの市民が、オランダ政

確認されているように、あらゆる面でのCO₂削減が必要とされている中、社会全体で削減目標を達成できるかどうかが不確実な状況にあるからといって、個々の企業が自ら対処することができる範囲での削減義務が免除されることにはならないというべきである¹⁵⁾。

オランダ民法典3：296条2項は、裁判所が一定の条件または期限を付した作為（不作為）命令を発出することを認めている。したがって、原告の要求内容を引き下げた命令を出すこともできるため、本件においてもシェルに対し緩和されたCO₂削減率を適用し、シェルに後日削減率が適切でないことを証明する機会を与えることも可能であった。裁判所の立場は、原告らが求めた気候変動対応命令が持つ先例としてのシグナル機能そのものの保護法益性を無視してしまうことになり、原告らがそのような条件付命令を求める利益は十分あったという見方もできるのではないだろうか。また、シェルの法的義務を一般論として認めつつ、具体的な命令を斥けるというアプローチは、法的義務とその実現の間にミスマッチを引き起こし、民法典3：296条2項と折り合いをつけることが困難になってくるようにも思われる¹⁶⁾。

そのほかにも裁判所は、持続可能な経済への移行のために規範的な枠組みを発展させることが必要であるという事実を見過ごしている。例えば、風力発電の建設を継続したとしても、1.5°Cの許容範囲内のカーボン予算以上に化石燃料を生産・販売することが許される限り、危険な気候変動は防ぐことはできない。地球規模の温暖化を安全なレベルにとどめるために必要とされる基準に沿った行動を

府に対して「国の温室効果ガス排出削減目標の引き上げ」を求めて提訴した事件。地裁、控訴裁が原告の主張を認め、オランダ政府が最高裁に上告したが、最高裁は原判決を維持して、国は2020年までに1990年比25%削減すべき（既存の政府目標は1990年比20%削減）と命じた（HR 20 December 2019, ECLI: NL: HR: 2019: 2007）。

15) 第1審判決はこの点を指摘していた (para. 4.4.52, ECLI: NL: RBDHA: 2021: 5337)。Johannsen, Bengt et al., 'An empty victory? Shell v. Milieudefensie et al 2024, the legal obligations of carbon majors, and the prospects for future climate litigation action', *Review of European Comparative & International Environmental Law*, 2025; 34 (1): 270, p. 276.

16) Bartman, Steef M., 'The Shell CO₂ Ruling, Considered Partly Through a Group Company Law Perspective', *European Company Law Journal*, 22, no. 2 (2025): 49, p. 50.

とること（そして判決が下されること）が必要不可欠である。直接的な CO₂ 削減とは別に、そして判決の先例としてのシグナル機能に加えて、規範的な枠組みに適合する判決にこそ保護されるべき利益を見て取ることができるのでないか。そうであれば、原告らに訴えの利益がないとする結論には疑問が残る¹⁷⁾。

なお、訴訟要件として訴えの利益を定めている民法典 3：303 条は抑制的に適用されるべきであり、原告は原則として十分な訴えの利益があるとの推定を受ける。もしシェルに対する命令によって原告らにおよそプラスの効果がもたらされないのであれば、裁判所は請求棄却ではなく却下とすべきであったことになろう¹⁸⁾。

(6) 結合企業法上の課題

本判決は、結合企業法の点においても議論の余地を残している。第 1 審と同様に、シェルの英国における頂上持株会社であるシェル社 (Shell plc) が、本件訴訟の唯一の被告となっている。しかし、持株会社であるシェル社自身の二酸化炭素排出量はわずかであり、世界的な二酸化炭素排出量削減という法的強制力のある義務は、シェル・グループ全体に適用される。裁判所は、「シェル」という言葉を、シェル社だけでなく、主にシェル・グループを指すものとして用いている(3.21 項)。最終親会社であるシェル社は、世界の 1,100 社を超える企業を一元的に管理しており、控訴裁判所が述べているように、「一般方針の実施および執行 (implementatie en uitvoering van het algemene beleid)」に責任を負っている(3.22 項)。この一般方針には、グループとしての気候変動対策とシェル社が毎年報告している二酸化炭素総排出量が含まれる(3.23 項および 3.24 項)。

シェル社に法的義務があるとする裁判所の判断は、この英国の持株会社がシェル・グループの全世界における CO₂ 排出量を効果的に削減することが可能であるという暗黙の仮定に依拠しているが、この点には留意が必要である。オランダ法の下で株主（総会）が子会社の取締役会に具体的な方針を指示することができるかは、長年議論がなされてきた会社法上の論点である¹⁹⁾。現時点において確か

17) Johannsen, et al., *supra* note 15, p. 277.

18) Bleeker, T., (2025) Hof Den Haag 12 november 2024, ECLI: NL: GHDHA: 2024: 2099, *M en R 2025/12 m. nt. T.R.*, p. 933-34.

19) 田邊真敏『オランダ会社法』337-340 頁（商事法務、2016）。

なことは、2012年の法改正により非公開会社の定款に株主（総会）（＝親会社）の具体的な指揮権を含めることができるようになったということにとどまる（民法典2：239条4項）。公開会社の場合は、「一般的な」方針（それが何を意味するかはさて置き）の指示のみが許されている（民法典2：129条4項）。

これが世界中の多数のシェル傘下の事業会社にどのように適用されるかは必ずしも明確ではないが、シェルは本件訴訟ではこの点について抗弁を出さなかつた。企業グループの持株会社に事実上の指揮権があることは一般に認識されているところであり、抗弁を提出しても認められない可能性が高いと考えたためかもしれない。確かに、シェル社がシェル・グループの事業会社に対して自らは決定的な支配力を行使できないと主張しても、説得力を持たないであろう。いずれにせよこの点について抗弁を出さなかつたことで、シェル社は少なくともグループ内の気候政策に関しては、頂上持株会社としてその責任を事実上受け入れたことになるとみられるかもしれない。一方この帰結は、オランダ法の結合企業法が企業グループ内における親会社の責任を拡大している傾向と整合し、また裁判所が言及しているCSRDやCSDDDといった気候政策と持続可能性に関する欧州の規制とも整合する。（3.16-3.20項および7.29-7.49項）。そしてこの傾向が今後も続く可能性は否定できないであろう。その結果として、子会社の取引先である一般債権者に対する責任へと拡張してゆく可能性にも留意しておく必要があるかもしれない²⁰⁾。

また、シェルの事業会社はそれぞれの国で適法に石油・ガス田を採掘し化石燃料を販売することについてライセンスを取得していると思われるところ、それにもかかわらず持株会社のシェル社はいかにして責任を問われることになるのかという問題も出てくる。原告らは、オランダ法の下では子会社に不法行為が成立することは親会社の責任を問うための絶対条件ではないと主張していた。この点は本事件の判断を左右する法令解釈上の争点になると思われるところであるが、裁

20) Bartman, *supra* note 16, p. 50-51. オランダ会社法にはわが国の会社法429条1項に相当する取締役の対第三者責任を一般的に定めた規定がない。取締役が第三者に対して責任を負うのは、会社が破産した場合（民法典2：138/248条）、虚偽記載等があった場合（民法典2：139/249条）および取締役自身に不法行為が成立する場合である（田邊・前掲注19）243-255頁）。

判所はそれには触れず、シェル社が主張したすべての実質的理由を一括して検討し、1審判決を破棄する結論に至っている（8.1 項）。

不法行為が対象となる事案では、実際に行為をした者（またはしなかった者）が過失責任を問われ、別の者が方針を定めてそれを行為者にさせた場合には、方針を策定した者も責任を負う。ところが本件は、子会社の実際の作為・不作為による不法行為が争いの対象となっていない状況において、間接的な株主（頂上持株会社）が方針策定者として不法行為責任を負うかが争われており、訴訟の構図としていささかイレギュラーな感は拭えない²¹⁾。そこで、今後新たに提起されることが想定される企業に対する気候変動訴訟において、企業の CO₂ 削減方針策定義務をオランダ不法行為法にどう位置づけるかについて、以下さらなる検討に向けた手がかりを示しておく²²⁾。

事業遂行に伴って会社が地球環境に与える負荷は外部費用である。外部費用は、取締役が達成することを義務づけられている「会社の利益（belang van de vennootschap）」（民法典 2：129 条 5 項）の一部を構成するものとして、経営にあたり考慮されるべきものである。とはいえ、会社の利益規範は内部規範であり、その違反が会社外部の第三者に対する不法行為になるわけではない。ここに不法行為法と会社法の衝突が見られる。

親会社が子会社に対して示した環境方針がどのものとして審査できるのかという問題においては、会社の利益規範が作用すると考えられる。企業グループの親会社の会社の利益の一部として、グループ会社の事業活動の環境侵害の側面が考慮されるとなると、例えば親会社の環境方針が過度に控えめであるとしてその経営判断が攻撃されたり、調査請求手続（enquêteprcedures）において不当な経営方針（onjuist beleid）や不十分な業務執行（onbevredigende gang van zaken）が疑われることになる²³⁾。その場合の評価は、会社の利益が特定の状況下で何を要求するかをさまざまな利益を比較考量して行われる。会社の利益規範は、問題

21) 同様の指摘は1審判決に対してもなされていた。Verdam, AF., *Bepaling van milieubeleid van ondernemingen: Bepaling van milieubeleid van ondernemingen. Niet toetsbaar aan het gemene onrechtmatigedaadsrecht, maar aan vennootschapsrechtelijke normen.* WPNR, 2022 (7360), p. 131.

22) *Ibid.*, p. 137-139.

23) 調査請求手続の詳細は、田邊・前掲注 19) 264 頁以下参照。

となっている状況に応じた考慮をすることを許容し、そこでは比例性が重要な役割を果たす。外部費用のリスクやその程度、費用発生を回避することの重大性、異なる方針をとった場合のインパクト、会社の耐性、異なる方針をとった場合に他国の競合会社が環境侵害活動をすることになる可能性等々が天秤にかけられることになろう。法的義務の有無を判断するために評価される対象が、結合企業の運営方針に関わっており、その方針を親会社がグループ子会社に向けて決定している場合は、会社の利益という会社法の規範が不法行為の判断に入り込んでくるとみることができるのでないか。そうなると、子会社固有の利益は、あたかも連結されるように親会社の利益に含まれることになると解されることになろう。

(7) 取締役の会社法上の責任追及の可能性

原告らによる請求は不法行為法に基づくものであったが、取締役の会社法上の義務違反を主張して、取締役に一定水準の CO₂ 排出目標を立てそれを実行させる命令を求める訴訟戦術も考えられるところである。この戦術は英国において環境団体 ClientEarth によって実行に移された。シェルの株主であった ClientEarth は、シェル社の気候変動対応の状態は、取締役の信認義務違反によるものであるとして、パリ協定やハーグ地方裁判所判決に即した気候変動対応を事業戦略に織り込むことを命じる判決を求める株主代表訴訟（派生訴訟）を提起した（2023年2月9日）。英国2006年会社法では、株主代表訴訟を提起した原告株主は裁判所に訴訟継続のための許可を申し立てなければならないとされており、申立人は代表訴訟の継続を許可すべき一定の事件（prima facie case）を示すことが要求されるが²⁴⁾、裁判所は取締役の経営判断上の裁量を広く認める立場から、その疎明がなされていないとして ClientEarth の申立てを却下した²⁵⁾。

6 今後に向けて

シェルに対する具体的な気候変動対策命令は下されなかつたが、シェルは本判

24) Sections 260-262 Companies Act 2006.

25) *ClientEarth v Shell Plc* [2023] EWHC 1137 (Ch). *ClientEarth v Shell Plc* [2023] EWHC 1897 (Ch).

決の上にあぐらをかいてはならない。裁判所も企業は危険な気候変動との闘いに貢献する義務があると強調し、シェルには他の会社よりも多くが期待されているとしている。本判決はシェルが計画している新油田・ガス田への投資の適切さについても疑問を呈した。さらに、シェルがスコープ3排出を削減しなければならないことは疑いない。裁判官が数値を示すのを自制したのは、行政がお役所仕事を克服して、明確な削減基準を打ち出すよう警告したのであるという受け止めも示されている²⁶⁾。EUがセクターごとの2027年に向けた削減ロードマップをCSDDDに盛り込むことが期待される。一方、排出削減に向けての（書かれざる）デュー・ディリジェンス基準の策定に貢献するさまざまな学会や私人によるインシアティブがあり、検討はこれからもつづいてゆくであろう²⁷⁾。

シェルは最近になり2030年のスコープ3削減目標を放棄した。（3.34-3.45項）。しかし、シェルはCSDDD22条1項に基づき気候変動対策計画を策定し、自社のビジネスモデルを、地球温暖化最大1.5°Cに適合させなければならない。この計画は、2030年のスコープ3削減目標を含むものでなければならず、またそれは「説得力ある科学的エビデンス」に基づくものでなければならない。裁判官が削減数値を示さなかったとしても、早晚シェルはそれを自ら行い、それが気候変動目標と整合的であることを説明しなければならないであろう。本判決によってシェルは多くの説明義務を負ったことになる。

本研究は2025年度東京経済大学個人研究助成費（研究番号25-20）を受けている。

26) Johannsen et al., *supra* note 15, p. 277.

27) Bleeker, *supra* note 18, p. 934.